

2024年3月22日（金）

臨時理事会

送付資料

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第 1 号議案

副事務総長の職務権限規程の改定の件

副事務総長の職務権限規程の改定について

今般、業務執行理事の辞任に伴い、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会定款第 22 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の職務権限規程を次のとおり一部改定する。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会副事務総長の職務権限規程 (令和 6 年 2 月 7 日施行) を下記改定案のとおり一部改める。

現 行	改 定 案																						
略 (所掌事務) 第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>担 当</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>小野平八郎副事務総長</td><td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>高科淳副事務総長</td><td>広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>東川直正副事務総長</td><td>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>田中清剛副事務総長</td><td>整備局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>櫟真夏副事務総長</td><td>国際局の事務に関すること。</td></tr></table> 経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。 ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。	東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫟真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。	略 (所掌事務) 第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>担 当</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>小野平八郎副事務総長</td><td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>高科淳副事務総長</td><td>広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT 局、<u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u>の事務に関すること。</td></tr><tr><td>田中清剛副事務総長</td><td>整備局の事務に関すること。</td></tr><tr><td>櫟真夏副事務総長</td><td>国際局の事務に関すること。</td></tr></table> 経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。 ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。 略 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。</u>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT 局、 <u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u> の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫟真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。
担 当	所 掌 事 務																						
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																						
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。																						
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																						
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																						
櫟真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																						
担 当	所 掌 事 務																						
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																						
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT 局、 <u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u> の事務に関すること。																						
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																						
櫟真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																						

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第 22 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT 局、 <u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u> の事務に関すること。
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総長を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。

ただし重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（細則）

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年２月７日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年３月３１日から施行する。